

地域共創型広島空港アクセス強化事業マネジメント業務仕様書

本仕様書は、広島空港アクセス路線拡充検討プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）が地域共創型広島空港アクセス強化事業マネジメント業務の受託者を公募するにあたり、基本的事項について定めるものである。

1 業務の目的

本業務は、国土交通省が実施する「令和7年度共創モデル実証運行事業（以下「補助事業」という。）」において事業採択された「地域共創型広島空港アクセス強化事業（以下「事業」という。）」※1の円滑かつ適正な実施と事業の目標達成を図ることを目的とする。

※1）事業内容は別紙1を参照

2 事業予算額

12,000,000 円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む）

3 業務の期間

契約締結の日から令和8年2月20日までとする。

4 業務の内容

（1）事業マネジメント

事業目標（K P I）の達成に向けて次の取組を実施する。

① 取組の可視化

事業関係者の各取組について、ガントチャート等を活用して可視化し、事業関係者と共有する。

② 取組の進捗管理・P D C A

事業関係者と定期的に会議や打ち合わせ等を実施し、各取組の進捗管理を適切に行うとともに、P D C Aを回して、取組の中で発生した問題等を早期発見し、事業関係者に対して必要なサポートを実施する。

③ 取組の課題分析等

各取組を通じてプロジェクトチームから提供された各種データ等を活用し、取組効果の検証や課題分析等を行い、事業関係者に対して課題解決に向けた具体的な提案を行う。

【K P I】

ア 実証運行事業

（ア）福山路線：平均利用者数：3.5 人/便※

（イ）尾道路線：平均利用者数：2.8 人/便※

※）実証運行期間の最終月（R 8. 1 月）における利用者数の平均値とする

イ 利用者・観光客数

（ア）広島空港の利用者数：前年同期比＋7 %

（イ）福山市の観光客数：前年同期比＋7 %

（ウ）尾道市の観光客数：前年同期比＋7 %

(2) 補助事業に係る事務手続きに関する支援

補助事業に係るプロジェクトチームの事務手続き※2が円滑かつ適正に実施できるよう、次の取組を実施する。

※2) 事務手続きは別紙2を参照

① 収入・支出の管理

事業に係る収入・支出に関する帳簿及び証拠書類等の管理

② 資料やデータ等の収集・整理

補助事業に係る次の書類の作成・提出に必要な資料やデータ等の収集・整理

ア 進捗状況報告書等（補助事業の期間中、原則2か月に1回程度）

イ 事業完了実績報告書（補助事業者への実績報告期限：令和8年2月27日）

ウ その他国土交通省から提出を求められる書類

(3) ワーキンググループ会議運営

ワーキンググループ会議（福山・尾道の2路線について各2回、計4回開催予定）の運営補助として、次の取組を実施する

① 会議の日程調整

② 会議の開催案内

③ 会場の手配・準備

④ 会議資料の作成・準備

⑤ 議事録の作成

5 成果品及び提出期限

業務実施報告書（任意様式） 紙媒体及び電子データ

〔提出期限：令和8年2月20日〕

6 契約に関する条件等

(1) 再委託

受託者は、プロジェクトチームの承諾を得なければ、本業務の一部又は全部を第三者に再委託することはできない。また、プロジェクトチームにより再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して、本業務に係る一切の業務を順守させるものとする。

(2) 業務の履行に関する措置

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は、広島県個人情報保護条例（平成 16 年 12 月 17 日広島県条例第 53 号。）を遵守しなければならない。

(4) 成果品の利用

本業務による成果品の著作権は、プロジェクトチームに帰属するものとし、またプロジェクトチームは、本業務の成果品を自ら使用するほか、本業務の趣旨に照らして適正と判断される場合は、第三者に本業務の成果品の使用を許諾できるものとする。

(5) 貸与資料

プロジェクトチームは、受託者の求めに応じて、提供が可能と認められる各種資料を受託者に貸与する。貸与・提供のない資料については、受託者がその責任のもとにこれを収集するほか可能な方法で業務を進める。

受領した資料等は取り扱いに注意し、プロジェクトチームの許可なく公表・使用はできないものとする。受託者は、業務終了後に貸与された資料を返却しなければならない。

7 留意事項

- (1) 受託者は、プロジェクトチームと連絡調整を充分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (2) プロジェクトチームは、業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、受託者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。
- (3) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかにプロジェクトチームに報告、協議を行い、その指示を受けること。